

働運動との関連における権力掌握の政治過程が、資本主義「国民国家」成立の解明のためには重要である。韓国では、李承晩大統領の政権基盤となる自由党が1952年に結成され、その結成には労働組合のナショナルセンターである大韓労総が動員され、その「外郭団体」となった。大韓労総の動員のあり方と動員後のその体制内における位置づけの分析によって、李承晩「独裁制」と呼ばれる政治体制の特質が解明できると著者は考える。

以上の著者の見地からは、1953年に制定された集団的労働関係諸法と、1952年の自由党結成と大韓労総の動員のあり方、これらの分析が本書の課題にとって重要な位置を占める。しかし著者によれば、これらは1945年の解放から8年間の歴史過程の帰結であるから、その過程における「政治体制・労働運動・労働政策」もまた十分に分析されなければならない。そこで著者は、8年間を米軍政期（45年9月—48年8月）、政府樹立直後期（48年8月—50年6月）、韓国（朝鮮）戦争期（50年6月—53年7月）の3期に分け、それぞれに本書の第1篇（第1—3章）、第2篇（第4—5章）、第3篇（第6—7章）を当てて、クロノロジカルな分析を行うのである。著者は、8年間の錯綜した歴史過程のひだに分け入って詳細な分析を行う。韓国史について門外漢の評者には、それを正確に理解できる自信がない。以下は、評者の言葉を付加した、著者の分析の大筋についての評者の理解である。誤解があればご寛容願いたい。

金 三 洙 著

『韓国資本主義国家の成立過程 1945—53年』

政治体制・労働運動・労働政策』

1993年2月 東京大学出版会刊 vi+346 ページ

2

1

本書の課題は、韓国が資本主義「国民国家」として成立する過程の特質の解明である。著者金三洙氏によれば、労働者の団結権・スト権の法認は、資本主義社会の被支配階級である労働者階級が「公民」とみなされて「国民国家」に統合されたことを示す指標である。韓国では、集団的労働関係諸法が1953年に制定され、これら諸法により労働者の団結権・スト権が法認された。したがって、これら諸法の政策手段体系と政策意図の分析によって、韓国資本主義「国民国家」の特質が解明できると著者は考える。また著者によれば、国家の成立は国家装置を担う政治権力の成立を前提とし、その権力掌握の政治過程は成立した政治体制を特質づける。とりわけでも労働運動は、資本主義「国民国家」形成のもっとも重要な要因の一つであるから、労

第1篇では、米軍政の労働政策の変遷が、事実上の団結禁止（45年10月の法令第19号第2条）→団結容認・スト抑圧（46年7月の法令第97号）→左翼の労働組合である全評の事実上の禁止と大韓労総の育成（47年4月以降）と、後づけられる。もっとも政策の基軸は、一貫して団結抑制であったとされる。全評は、解放直後の「労働者工場自主管理」運動をリードしなかったものの、46年1月以降は「産業建設協力方針」を打ち出す。著者によれば、この方針は、事実上の団結禁止などの客観的情勢と主体的力量の制約を考慮した方針であり、46年前半の全評の組織拡大はこの方針が妥当であったことを示唆する。しかし、冷戦構造の激化を背景として、米軍政は全評に抑圧的となり（8月初の東洋紡績争議の結末）、全評もまたスト戦略に転換し、46年9月ゼネストに突入する。米軍政はこれを徹底的に弾圧し、以後、全評は事実上禁止される。他方、大

韓労総は46年3月結成されるが、右翼政治家に財政すべてを頼るところの、全評に対抗するための右翼青年団体ともいべき組織であり、当初は米軍政によって労働組合とみなされていなかった。しかし、米軍政が全評に抑圧的となるにつれて、米軍政は大韓労総を労働組合として育成しはじめ、大韓労総は9月ゼネストを収拾する協定の当事者となる。以後、大韓労総は李承晩を支持する組織として成長する。けれども、京城電気争議(48年1—5月)の分析が示唆するところによれば、大韓労総で組織を大きく伸張させたのは、潜在的な反李承晩派である大韓労総反主流派=革新派であり、労働者の相当部分は全評系の潜在的な左翼支持者であった。

第2篇では、制定された憲法(48年7月)によって、団結、団体交渉と団体行動の自由(いわゆる労働三権)が保障されるとともに、私企業において労働者が利益の分配に均霑する権利(利益均霑権)が保障されたことが指摘される。利益均霑権は大韓労総の提案になり、しかも、その反主流派=革新派の主導になることが推測される。地主的土地所有を否認する農地改革法も制定される。他方、制定された国家保安法(48年12月)によって、共産党や全評などの左翼はいっさい禁止される。著者によれば、これらの制定によって展望される体制は、国家保安法による「市民的権利」の厳しい制限にもかかわらず、「国民国家」か、あるいはその後進国的変形としての「権威主義的国家」である。ところで大韓労総反主流派=革新派は、主流派の「官製組合」的性格を批判し、大韓労総の主導権を掌握する(49年3月)。この反主流派=革新派は、彼らがリードした朝鮮電業争議(49年2月—6月)を分析すると、韓国における「労働組合主義」の担い手に飛躍しようとしていたといえる。もっとも、彼らの多くは韓国(朝鮮)戦争(50年6月開戦)で被殺、拉北、行方不明になり、彼らは没落する。このことは、著者によれば、韓国における「労働組合主義」の流産であった。

第3篇第6章では、自由党の結成と、それへの大韓労総の動員が分析される。韓国(朝鮮)戦争の戦線の膠着とともに、戦時体制にまつわる大事件が明らかとなり、その政治責任をめぐって、李承晩大統領は政治的危機に直面する。李承晩は、危機の克服のために、「国民」的イデオロギーを掲げて、それを体現する自由党結成を推進した(51年8月以降)。大韓労総反主流派=革新派はこれに積極的に呼応し、主流派との間に、49年の時とは逆転したかのような対立構造が生

まれた。結局、李承晩は両派リーダーを大韓労総からパージし(52年11月)、大韓労総を自由党の「外郭団体」として包摂した。著者によれば、自由党結成の意義は「権威主義的国家」体制の成立にあり、自由党が大韓労総を包摂した意義は、「権威主義的国家」体制に疑似「国民」的性格を刻印するところにある。

第3篇第7章では、1953年に制定された集団的労働関係諸法が分析される。これら立法の内容の特徴は次の3点に整理される。①団結が保護されると同時に強く規制されている。強い規制は、現実にある団結と法が理念する団結との大きな格差のためである。②団結の目的は経済的なものを主とするものの政治的活動も放任されている。これは、大韓労総が自由党の「外郭団体」に位置づけられたことに関連する。③協約の締結単位が企業内に限定される。また争議行為が様々に制限されている。著者が読み込むこれら立法の目的は、労働組合の「政治的統合」のため、すなわち、大韓労総の(下部組織の?)性格を「経済主義的労働組合」に変革し、労働者の経済的要求を政治問題化させずに、労働者を統合するための立法である。しかし、立法内容の諸制約と法の運用によって、大韓労総の従来の体質は温存される。著者によれば、1953年集団的労働関係諸法の制定の意義は疑似「国民国家」体制の成立にあった。

3

本書の研究上の意義は次の3点であろう。

第1に、1945年から53年までの韓国の「政治体制・労働運動・労働政策」について、そのほぼすべての「勘所」を描き出す作業に成功したことである。当該の部分的な時期や問題を取り上げた研究成果は韓国語と日本語でわずかに公刊されているものの、本書のように全期を通して重要問題を取り上げて詳細に議論した研究成果は、日本語ではもちろん存在せず、韓国語でもこれまで存在しないと聞く。そして著者は、必要であるならば、従来の研究成果を本書の各所で補正している。たとえば、45年10月の法令第19号第2条は、英語と韓国語の間の翻訳ミスでなく、文字どおりすべての産業で強制仲裁制度によって事実上ストが禁止される規定と著者は理解し、さらに、その法政策と全評の「産業建設協力方針」を結び付けて著者は理解するが、そうした理解は評者に説得的であった。本書で示された著者の理解は、今後の研究者にとっては、第一に参照すべき基礎的の先行研究となるであろうし、挑戦

を試みるべき巨大な対象となるであろう。

なお、本書は日本語読者には便利だが、韓国語しか解さない読者には、不便このうえない。そして、本書の内容は韓国語で出版されるにふさわしい。本書の韓国語での出版を著者は考慮されるべきであると思う。本書の韓国語での出版は、韓国における戦後史の理解に多大な貢献をすることになる。

第2の研究上の意義は、当該時期の労働運動について、とりわけ大韓労総の組織と運動について、立体的に鮮やかに分析したことである。「立体的」の意味は、大韓労総の中央における運動のありかたというマクロなレベルの分析から、一企業における労働争議や労使関係の展開というミクロなレベルの分析までが、相互関連的に組み合わされて、ふくらみのある分析になっていることである。46年から48年にかけての、大韓労総の中央における主導権争いの分析と京城電気における労使関係の展開の分析(第3章)、52年における、大韓労総が自由党の「外郭団体」となったことと朝鮮紡績における争議との関連の分析(第6章)、これらがそうした分析の例である。そして、これらの分析で繰り返し指摘されたのは、大韓労総の政治体制への積極的なコミットの姿勢であった。この姿勢はその後の韓国の労働運動に受け継がれているといっていよいかもしれない。そうであるならば、その姿勢の原型がここで示されたのである。

大韓労総反主流派=革新派について、彼らが韓国の「労働組合主義」の担い手になったかもしれないことを、著者は指摘する。その指摘の中に評者が感じるのは、彼らが没落せず勢力を維持拡大していたならば、韓国の戦後政治史は異なったものになったかもしれないという、著者の思いである。著者の世代が朴正熙「維新体制」にもっとも敏感である世代であったこと、このことに思い至るのは評者の思いすぎであろうか。

第3の研究上の意義は、韓国語、英語を問わず、現在入手可能なできる限りの必要な文書資料を収集し、可能な限り正確かつ詳細に分析を行ったことである。文書資料が乏しいであろうことを考慮すると、この作業は、それほど容易ではない。日本敗戦に続く米軍政さらに朝鮮戦争という統治体制の激変した時期であったから、文書資料の不存在と散逸はそもそも激しい。かろうじて残された文書資料も、韓国国内のみならず、米国、そして北朝鮮、旧ソ連、中国に散在することが予想される。これらのうち、現在接近可能な、韓国と米国に残された文書資料を、本書はできる限り発見し

て利用しているのである。そして、その結果として、激変の時期については「思い込み」による理解が影響力を持ちがちであるけれども、これが可能な限り是正されているのである。なお、公的施設に収蔵されていない韓国国内の個人所蔵資料(たとえば『朝鮮争議史資料綴』)も利用し、当時の当事者(たとえば韓夢淵と李恒寧)にもインタビュー調査を実施しているが、当時から時間の経過を考慮すれば、今後は得ることが困難となる情報を本書は利用していることになる。

4

本書で不十分であったと思われる点は、次の2点であろう。もっとも、以下の指摘は、資料が存在しないために分析できなかったかもしれないという事情を無視した指摘であることを、ご留意願いたい。

第1に、「社保委代案」あるいは1953年制定法の性格を理解する上で、法の規定内容にそくしての分析が十分には詳細でない。著者の分析視角にしたがえば、①日本法の影響のあり方と、②「政府案」からの変更のあり方について、より詳細に分析される必要がある。本書の最初で議論された著者の方法上の見地からは、これらの分析はもっと重要なはずである。

①について。規定内容を全体としてみると、韓国における「社保委代案」あるいは1953年制定法に対して、1952年当時の日本法が影響を与えていることは明白である。しかし、付表1によって、韓国諸法案の規定内容の細部をよくみると、「政府案」そして「国会議員案」を含めて、1952年当時の日本法の影響を意識的に拒否する規定がある。たとえば、労働組合設立時の行政官庁への申告義務は、韓国の「政府案」から1953年制定法までのすべてに規定されるけれども、日本法では、1945年労働組合法に類似規定があるものの、その規定は1949年改訂労働組合法で削除された規定であった。ところが韓国諸法案は、日本法におけるこの削除を拒否し、削除前の45年法の規定を継受しているかに思われる。日本法における49年法改訂を拒否し45年法を継受するかに思われることは、労働組合の解散命令など行政官庁が労働組合を監督する権限の規定についても、不当労働行為を処罰する規定(厳密な意味での不当労働行為制度の規定は45年法にはないが)についても、同様に指摘できる。こうした拒否と45年法の継受の意味を深く分析したならば、「社保委代案」あるいは1953年制定法の性格分析は、より優れたものになったであろうし、立法の底流に流れる理念もより明確に

理解できたであろう。

②について、「社保委代案」あるいは1953年制定法において、「政府案」から変更された規定の多くは1952年当時の日本法の規定をより正確に継受するためであったといってよいと評者には思われるが、争議期間中の現行犯以外の自由拘束の禁止（第13条）と争議に関係ないものの採用禁止（第11条）の規定の付加はそうではない。これら規定はかなり異例であって、他国の立法例を評者は知らない。また、当時の韓国で参照できた他国の立法例にこれら規定が存在したとは、とうてい思われぬ。そして、著者も指摘するように、これら規定が争議権保護に果たす機能は著しく大きい。これら規定は、韓国の政治権力内部で独自に立案されたと考えられる。それでは、これら規定は、どのような経緯で、どのような判断によって「社保委代案」に付加されることが可能になったのか。こうした点がより分析されたならば、「社保委代案」の性格分析はより優れたものになったであろう。

第2に、労働運動についての、とりわけ大韓労総についての性格の鮮やかな分析と裏腹に、その対極に存在する使用者の性格の分析は、あるいは使用者の性格が労使関係に及ぼす影響の分析は、手薄である。ところが、1945年から53年の使用者の性格は、本書で知りうる限りでも複雑である。米軍政下では、日本および日本人の全財産の所有権は米軍政に帰属し、帰属した大規模な事業体の経営は、事業体の「縁故者」が米軍政により管理人に任命されて、それにあたった。政府樹立後は、帰属した事業体を民間に払い下げる政策がとられるけれども、払い下げ先は、政策が想定していた管理人と地主とともに、実際は、政治権力と密着した新興商人も多かった。所有権のあり方および実際に経営にあたった人々のこうした性格は、労使関係に何らかの影響を必ず及ぼしていると考えられる。たとえば京城電気の争議では、争議が会社の支配権をめぐる争いであった側面のあることが、示唆されているのである（122ページ）。使用者の性格とそれが労使関係に及ぼす影響の分析がもう少しなされていたならば、当該時期を通した本書の労使関係分析はより優れたものになっていたと思われる。

見地であったから、評者によく理解できる。そして、韓国の1987年以降の政治体制と労使関係の展開をみるならば、その見地の背景をなす問題意識が、韓国の現代社会を理解する上で妥当なものであろうことも、評者によく理解できる。しかし、先進工業国における現代社会を理解する上で、雇用に関連する分野のもっとも重要な立法政策は、すでに集团的労働関係諸法ではなくなくなっているのではなかろうか。先進工業国における1960年代以降のそれは、雇用における様々な差別を禁止し廃絶するための立法政策、雇用における「正義」「公正さ」を確保する立法政策、になっているのではないだろうか。すなわち、米国の立法で例示すれば、1964年公民権法第7章（タイトル・セブン）を根幹とする系列の立法政策である。

現代日本では、この系列の諸立法は、存在してもきわめて弱い規制力しか持たないか、そもそも存在しない。他方、この弱い規制力と因果関係にあるところの、雇用の柔軟化を促進する諸立法が、立法過程でも立法理念でも「労使自治」原則にそくして登場してきた。そして、集团的労働関係諸法を重視する見地からは、タイトル・セブン系列の立法政策についても、雇用の柔軟化を促進する立法政策についても、論評を加えることが理論的に困難であった。日本におけるここ10数年間の、雇用に関連する立法政策をめぐる研究状況の一端は、このようなものであったと評者は思う。

現代における歴史の展開スピードは、世界中いたるところで速い。すでに先進工業国となった韓国でも、集团的労働関係諸法ではなくて、雇用における様々な差別を禁止し廃絶するための立法政策、雇用における「正義」「公正さ」を確保する立法政策、こうした立法政策が社会を理解する上で焦点になる時代が、想像以上に早く来るかも知れない。現代社会に対する問題意識の旺盛な著者の今後の研究に期待したいのは、こうした立法政策の状況に対する配慮と考察であり、歴史の展開スピードに負けない、歴史を先取りした研究である。そして、このことは、日本に生活する評者自身の自戒の念でもある。

〔遠藤 公嗣〕

集团的労働関係諸法の成立をキー概念として資本主義を理解しようとする著者の見地は、評者のかつての著書『日本占領と労資関係政策の成立』もまた同様な